平成２２年（フ）第４号
岐阜県下呂市少ケ野584番地１
債務者　熊崎　澄子（旧姓山本）
１　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第３４号
三重県いなべ市北勢町阿下喜1381番地
債務者　近藤実和子
１　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第４２号
三重県四日市市内堀町247番地１　ヴィクトリーハウス102
債務者　藤本　佳奈
１　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第４６号
三重県四日市市西日野町200番地１　パワフル光３Ｃ
債務者　大羽　和夫
１　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第４７号
三重県四日市市西日野町200番地１　パワフル光３Ｃ
債務者　大羽　ゆか
１　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
三重県いなべ市藤原町市場171、住民票上の住所三重県四日市市三重２丁目137番地
債務者　中村　敦子
１　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第５１号
三重県四日市市堀木２丁目11番４号
債務者　林　千代子
１　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
三重県四日市市赤堀南町１番７号　キャッスルハイツ四日市南902
債務者　杉原正樹こと　朴　　正樹
１　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
三重県四日市市八田３丁目４番５号　レオパレスパルコート104号室
債務者　山田　雅宏
１　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第５８号
三重県四日市市楠町南五味塚145番地３ハイツＴＹＭ105号室
債務者　鈴木　光一
１　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第６０号
三重県四日市市東日野町810番地４
債務者　高力　邦子
１　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第６２号
三重県四日市市大井手１丁目２番11号
債務者　田中　雄一
１　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
三重県四日市市松寺２－４－35、住民票上の住所三重県四日市市天カ須賀５丁目２番５号
債務者　佐久間京子
１　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第６５号
三重県四日市市前田町14番20号
債務者　丸山　悦子
１　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
兵庫県川西市大和西２丁目３番地の11―301、前住所兵庫県川西市鼓が滝３丁目11番78号
債務者　大原　えみ
１　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１１９号
兵庫県尼崎市水堂町３丁目17番２号　長宗第２文化
債務者　今掛　　洋
１　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１５２号
兵庫県尼崎市武庫元町３丁目５番９―510号
債務者　上野　博子
１　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係